

福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業 重要事項説明書

庄内たがわ農業協同組合では、下記の事業を行います。

○福祉用具貸与事業【山形県指定 0670701788】

○特定福祉用具販売事業【山形県指定 0670701788】
要介護1～5と認定された方が対象となります。

○介護予防福祉用具貸与事業【山形県指定 0670701788】

○特定介護予防福祉用具販売事業【山形県指定 0670701788】
要支援1～2と認定された方が対象となります。

ただし、介護認定を受けていない方でも、サービスの利用は可能です。



庄内たがわ農業協同組合

〒999-7621 山形県鶴岡市長沼字宮前23番1

電話 0235-33-8165

ファックス 0235-33-8166

令和6年4月版

ご利用者に対する指定居宅サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	庄内たがわ農業協同組合
主たる事務所の所在地	〒999-7611 山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1
代表者（職名・氏名）	代表理事組合長 海藤 喜久男
設立年月日	平成7年4月3日
電話番号	0235-64-3000（代表）
業務の概要	信用事業・共済事業・生活福祉事業・営農指導事業・販売事業・購買事業 等の業務を行っております。

2. ご利用事業所の概要

福祉用具貸与事業 指定0670701788	指定日：平成27年4月21日（管理者・斉藤 眞貴子）
	所在地：鶴岡市長沼字宮前23番1 電話：0235-33-8165 名称：庄内たがわ農業協同組合
特定福祉用具 販売事業 指定0670701788	指定日：平成27年4月21日（管理者・斉藤 眞貴子）
	同上
介護予防福祉用具 貸与事業 指定0670701788	指定日：平成27年4月21日（管理者・斉藤 眞貴子）
	同上
介護予防特定福祉 用具販売事業 指定0670701788	指定日：平成27年4月21日（管理者・斉藤 眞貴子）
	同上

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な「（介護予防）福祉用具貸与サービス」「特定（介護予防）福祉用具販売サービス」を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	8：45～17：00
休日	国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月31日～1月4日まで）を除きます。 * 休日・時間外の受付については転送電話で対応

5. 通常の実施地域 鶴岡市、三川町、庄内町

福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業

◇職員配置

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1		総括
福祉用具専門相談員	2		福祉用具専門相談

◇サービス概要

- ① 利用者本位を基本として、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防と負担軽減に資するよう適切に行います。その際、貸与しようとする商品の特徴や機能、貸与価格をご説明し、さらに価格帯の異なる複数の商品を利用者様に提示いたします。
- ② 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与いたします。
- ③ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望および置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するためのサービス内容等を記載した福祉用具個別援助計画書を作成します。
- ④ 福祉用具専門相談員は、福祉用具個別援助計画書の作成に当たり、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、同意を得ます。
- ⑤ 福祉用具専門相談員は、福祉用具個別援助計画書を作成した際には、当該計画書を利用者または家族、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）に交付します。
- ⑥ 居宅サービス計画に基づき福祉用具貸与の必要性の評価を行い、定期的に検証を実施致します。
- ⑦ 要支援1～2および要介護1の方は、原則下記項目品は保険対象外です。
車いすおよび車いす付属品、特殊寝台および特使寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具部分を除く）、自動排泄処理装置 ※ただし、厚生労働大臣が定める者に対する場合はこの限りではありません。
*平成30年10月から、厚生労働省より全国平均貸与価格や貸与価格が公表されるため、該当商品につきましては、利用者様へ全国平均貸与価格をご説明いたします。

◇サービス利用料金

- ① 取り扱う福祉用具の種目および利用料は、別に定めた通りとします。
- ② 法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。
(サービス費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする)
- ③ 通常の事業実施地域以外の地域についてのみ、実施地域を超えた地点からの交通費(実費相当km 30円)が必要となります。また、搬出入に特別な費用を要した場合、実費を負担していただきます。(別途見積もり致します)

特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業

◇職員配置

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1		総括
福祉用具専門相談員	2		福祉用具専門相談

◇サービス概要

- ① 利用者のケアプランに基づき、特定福祉用具の販売サービスを実施致します。
- ② 介護が必要と認定された利用者の特性を踏まえ、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう特定福祉用具販売サービスを提供します。
- ③ 特定福祉用具の対象は下記の品目です。
腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部分、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分
なお、下記の品目については、利用者の体調、生活環境等を踏まえ、必要に応じて購入か、あるいは貸与を選択することが可能です。その際、担当介護支援専門員及び担当福祉用具専門相談員から、今後の生活におけるメリット・デメリットを説明いたします。
固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖
*品物の詳細については、担当専門相談員へお問い合わせください。
- ④ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望および置かれている環境を踏まえて福祉用具の購入の目標、当該目標を達成するためのサービス内容等を記載した福祉用具個別援助計画を作成します。
- ⑤ 福祉用具専門相談員は、福祉用具個別援助計画の作成に当たり、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、同意を得ます。
- ⑥ 福祉用具専門相談員は、福祉用具個別援助計画を作成した際には、当該計画書を利用者または家族に交付します。
- ⑦ メーカーが定めた保証期間に準じて、メンテナンスを致します。詳細は、担当福祉用具専門相談員へお問い合わせください。

◇サービス利用料金

- ① 取り扱う福祉用具の種目および利用料は、別に定めた通りとします。
- ② 上記負担金の「領収書」「申請書」等を所轄の市町村に提出すると、年間10万円を利用限度とし、各利用者の負担割合に応じて、7割分あるいは8割分あるいは9割分が償還されます。詳しい手続き方法については、担当専門相談員へご相談ください。
- ③ 通常の事業実施地域以外の地域についてのみ、実施地域を超えた地点からの交通費（実費相当km 30円）が必要となります。また、搬出入に特別な費用を要した場合、実費を負担していただきます。（別途見積もり致します）

共 通 事 項

◇利用料金の支払い方法について

利用料金の支払いは、月末〆切の翌月25日又は27日（ただし、金融機関が休業の場合は翌営業日とする）とし、原則として契約者または利用者名義の当組合の貯金通帳口座より振替（貯金口座振替依頼書に基づく）させていただきます。他の支払い方法をご希望の場合は、ご相談ください。

上記の利用者負担金は「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払、その後、市町村に対して保険給付分（各利用者の負担割合に応じて7割か8割か9割）を請求することになります。

◇介護保険給付の支給限度を超えるサービスについて（利用者の負担）

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合には、全額（10割）がご利用者のご負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、個別援助計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります）。

◇担当職員の禁止行為

- ・ご利用者もしくはその他家族等からの金品等の授受。
- ・医療行為（条件付きの場合は除く）。
- ・ご利用者の家族（同居者含む）に対するサービスの提供。
- ・ご利用者もしくはその家族等に対して行う、宗教活動、政治活動、営利活動。
- ・その他迷惑行為。

◇定められた業務以外の禁止

サービスの提供にあたり、ご利用者に対する事前の個別援助計画および介護業務基準に基づいて、サービスを提供致します。計画以外の業務や担当職員として適当でない業務を事業者へ依頼することはできません。なお、サービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。

◇利用の中止、変更、追加

利用予定日に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新

たなサービス利用を追加することができます。

◇事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、県、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

◇秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご利用者のご家族の個人情報を用いません。事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

◇高齢者虐待防止及び身体拘束の適正化について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 虐待に関する責任者 上野 豊

- (1) 高齢者虐待防止及び身体拘束の適正化に係る研修等を通じて、職員の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- (2) 福祉用具個別援助計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当事業所は身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。そして、ケア方法の改善や環境整備などの創意工夫を重ねて、身体拘束を解除できるよう、職員一丸となって検討・調整を行います。

◇業務継続計画の作成について（業務継続計画・BCPの作成の義務化）

令和6年度介護保険改正により、業務継続計画の作成が義務化となりました。当事業所は業務継続計画を作成しており、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、体制を強化しております。

◇感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

◇苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は次の通りですので、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0235-33-8165
福祉用具貸与事業	管理者 斉藤 眞貴子
特定福祉用具販売事業	管理者 斉藤 眞貴子
事業所苦情解決責任者	福祉介護課長 上野 豊

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	鶴岡市役所長寿介護課	電話番号 0235-25-2111
	三川町役場健康福祉課	電話番号 0235-35-7031
	庄内町役場保健福祉課	電話番号 0234-42-0150
	山形県国民健康保険団体連合会	電話番号 0237-87-8000

◇福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施年月日	令和 年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

私は、事業者より「福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業」の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との続柄 （ _____ ）

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者住所 鶴岡市長沼字宮前23番1

事業者名 庄内たがわ農業協同組合

説明者・氏名 _____ 印